

平成二十年十一月六日提出
質問第一九九号

年金記録確認第三者委員会に関する質問主意書

提出者
山井和則

年金記録確認第三者委員会に関する質問主意書

一 年金記録確認中央第三者委員会であつせんが決定した場合、被害者には、何ヶ月以内、あるいは何年以内に正しい年金全額が支払われると説明しているのか。また、大阪、京都、埼玉、佐賀、青森ではそれぞれどのように被害者に説明しているのか。

二 年金記録確認中央第三者委員会であつせんが決定されても、正しい年金が支払われるまでに、長期間かかることが問題になっている。その期間について、国は把握をしていないようだが、中央の第三者委員会や社会保険事務所で、全額支給までにどのくらいの期間がかかっているのか調査して把握すべきと考えるがいかがか。

三 「第三者委員会であつせんを受けたのに、『未払い年金を全額受け取るまでには二年かかる』と、社会保険事務所から言われた。二年もかかるなら、死んでしまうかもしれない」という深刻な相談を年金被害者から受けている。あつせん後、支払いまでに二年かかるのは遅すぎる。社会保険庁は、「二年かかる」と回答しているケースがあることを把握しているか。把握しているのであれば、最も遅い場合、何年後に受け取れるという回答を社会保険事務所ではしているのか。

四 年金記録の改ざんが疑われる年金記録確認中央第三者委員会のあつせん事例において、給与明細があり、訂正されたものは何件か。また、給与明細など社会保険料控除が証明されず、非あつせんになった事例はいくつか。

五 給与明細がない場合は、どのような証拠があれば、あつせんされるのか。具体的にお教え頂きたい。
右質問する。